

# 評議員及び評議員会規定

## JAB S051:2019

第 4 版 : 2019 年 3 月 26 日

第 1 版 : 2010 年 8 月 5 日

公益財団法人 日本適合性認定協会

## (総則)

- 第1条 この規定は、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「この法人」という。）の評議員及び評議員会について定める。
- 2 この法人の評議員及び評議員会については、法令並びにこの法人の定款及び別の定めによるもののほかは、この規定による。

## (評議員の設置)

- 第2条 この法人に、評議員5名以上15名以内を置く。
- 2 評議員は、役員又は使用人を兼ねることはできない。
- 3 評議員は、非常勤とする。

## (評議員の選任分野)

- 第3条 評議員は、次の選任分野から特定分野に偏らぬよう選任する。
- (1) 基本財産出捐団体
  - (2) 産業界
  - (3) 学識経験者
  - (4) 一般消費者
  - (5) この法人が認定した機関
  - (6) その他、評議員会が定める分野

## (評議員の選任等)

- 第4条 評議員の選任は、この条及び評議員会の定めるところにより、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
    - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
    - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
  - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 理事
    - ロ 使用人
    - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
    - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- (3) 評議員が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）第173条第1項で準用する同法第65条第1項に該当しないものであること。
- (4) 評議員が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益法人認定法」という。）第6条第1号の欠格事由に該当しないものであること。

（評議員の職務及び権限）

第5条 評議員は、評議員会を構成し、法令及びこの法人の定款に定める権限を行使する。

（評議員の任期）

第6条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、この規定の第2条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の解任）

第7条 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会において、当該評議員を除く評議員の3分の2以上の決議により、当該評議員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、その他評議員にふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前第1項に規定する場合において、評議員が、同項第1号に該当するときは、評議員会が解任に係る決議を行うに先立って、当該評議員に通知するとともに、評議員会において、当該評議員に弁明の機会を与えなければならない。

（評議員に対する報酬等）

第8条 評議員に対して、評議員会において別に定める評議員の報酬並びに費用に関する規定に従って報酬等を支給する。

- 2 前第1項の額は、毎事業年度総額300万円を超えないものとする。
- 3 この基準は、公表するものとする。

(評議員のこの法人に対する損害賠償責任)

第9条 評議員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前第1項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(評議員の第三者に対する損害賠償責任)

第10条 評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該評議員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(評議員の連帯責任)

第11条 評議員が、この法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の評議員も当該損害を賠償する責任を負ったときは、これらの者は連帯債務者とする。

(評議員に対する損害賠償保険附保)

第12条 この法人は、評議員について全損を填補する損害賠償保険に附保する。

(新任評議員への職務説明)

第13条 この法人は、新任の評議員に対して、当該評議員の職務について説明し、その事実を記録に残す措置を講ずるものとする。

(評議員会の設置)

第14条 この法人に、評議員会を置く。

(評議員会の構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会会長)

第16条 評議員の中から1名、評議員会会長（以下「会長」という。）を選定する。

2 会長の選定は、事業年度の最初の評議員会において、出席評議員の互選により行う。年度途中で会長を選定する場合は、これを準用する。

3 会長の任期は、評議員として在任中の最終評議員会までとする。ただし、再任を妨げない。

(評議員会の権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額及びその規程

(3) 評議員の選任及び解任

(4) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(5) 事業報告書、事業報告の附属明細書及び決算書類（貸借対照表、貸借対照表の附属明細書、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書の附属明細書）並びに財産目録の承認

- (6) 定款の変更
- (7) 次に掲げる規定及び憲章の制改廃
  - イ 評議員及び評議員会規定(S051)
  - ロ 役員及び理事会規定(S052)
  - ハ 評議員報酬規定(S056)
  - ニ 役員報酬規程(S057)
  - ホ 常勤理事退職金規程(S058)
  - ヘ 役員の在籍年齢に関する規定(S103)
  - ト 行動憲章(S004)
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 基本財産の繰り入れ、処分又は除外、及び担保に供することの承認
- (10) 公的目的取得財産額に相当する額の贈与及び残余財産の処分
- (11) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の廃止
- (12) 必要に応じて、評議員会の下部組織を設置すること
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項、及びその他評議員会が定める事項

(評議員会の種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎年度6月までに1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第19条 評議員会は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前第2項の請求があった場合、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会開催の5営業日前迄に、評議員に対して、招集の通知をしなければならない。営業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、及び年末年始等の本協会の定める休日を除いた日とする。
- 5 前各項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。
- 6 一般社団・財団法人法第180条第2項の各号に掲げる場合には、前第2項の規定による請求をした評議員は、裁判所の許可を得て、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第20条 評議員会の議長は、会長が務める。

- 2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、出席評議員の互選により当該評議員会の議長を選出する。

(評議員会の決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その出席評議員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) この規定の第17条第1項の第6号及び第8号から第11号に掲げる事項
  - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(評議員会の決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第23条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令、定款及びこの条の定めに基づき、議事録を作成しなければならない。

- 2 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
- 3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
  - (1) 評議員会が開催された日時及び場所
  - (2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
  - (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
  - (4) 次に掲げる定めにより評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
    - イ 監事が、監事を選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき。
    - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べたとき。
    - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査した場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認め、その調査の結果を評議員会に報告したとき。
    - ニ 監事が、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べたとき。
  - (5) 評議員会に出席した評議員、理事又は監事の氏名
  - (6) 評議員会議長の氏名
  - (7) 評議員会の議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名
- 4 次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
  - (1) この規定の第22条の定めにより、評議員会の決議があったものとみなされた

場合、次に掲げる事項

イ 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした者の氏名

ハ 評議員会の決議があったものとみなされた日

ニ 評議員会の議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(2) この規定の第23条の定めにより、評議員会への報告があったものとみなされた場合、次に掲げる事項

イ 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

ロ 評議員会への報告があったものとみなされた日

ハ 評議員会の議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

5 評議員会の議事録には、次により、議事録署名人による記名押印等の措置をとらなければならない。

(1) 評議員会の議事録が書面をもって作成されているときは、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印しなければならない。

(2) 評議員会の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

6 評議員会の議事録は、評議員会の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かななければならない。

7 評議員は、この法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

(1) 前第6項の評議員会の議事録が、書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

(2) 前第6項の評議員会の議事録が、電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

8 この法人は、債権者が一般社団・財団法人法第193条第4項に基づき、前7項の各号に掲げる請求をしたときは、この法人の業務時間内は、いつでも、これに応じなければならない。

(評議員会の運営規則)

第25条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又は定款に定めるもののほか、評議員会が定める。

(改定)

第26条 この規定の改定は、評議員会の決議により行う。

(引用文書、関係様式)

第27条

文書番号	文書名
S001	定款

附則

この規定は、2010年8月5日から施行する。

附則

この規定改定は、2012年6月5日から施行のこととする。

附則

この規定改定は、2013年度に関する定時評議員会の終結をもって施行のこととする。

附則

この規定改定は、2019年4月1日から施行のこととする。



様式番号 JAB NF18 REV.0

## 改 定 履 歴（公開文書用）

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者
1	S501 新規発行	2010-08-05	総務部長	第 1 回評議 員会
2	第 17 条第 8 項 ホに、常勤理事退職金規程 を追加、以下番号を繰下げ	2012-06-05	総務部長	第 8 回評議 員会
3	第11回評議員会第3号議案に基づく改定。 「定期評議員会/理事会」を「定時評議員会 /理事会」に修正。 (引用文書、関係様式)第 27 条の追加	2014-06-10	総務部長	第 11 回評議 員会
4	定款第 4 版改定に伴う改定。 その他、表現の見直し。	2019-03-26	総務部長	第 24 回評議 員会

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

日本生命五反田イーストビル 3F

Tel.03-3442-1210 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします